

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

男女平等参画を取り巻く国際的な社会情勢は、国連による持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの目標の1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、各国で女性の政策・方針決定過程への参画が拡大するなど、大きく変化しています。

一方、日本の女性の参画状況は、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数2021によると、世界156カ国中120位と、他国と比べ遅れをとっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの変化により、リモートワークをはじめとする多様な働き方への工夫が進む一方で、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力の被害が顕在化するなど、身近な社会生活においても影響が表れています。

町田市では、2001年（平成13年）2月に男女が平等で、一人ひとりの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮し、自立して生きる社会をめざす、「男女平等参画都市宣言」を行いました。また、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める、「市町村男女共同参画計画」として、同法制定以前の1994年に策定した「町田市女性行動計画」を第1次計画と位置づけ、これを引き継ぐ形で2017年には「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第4次町田市男女平等推進計画）」を策定し、男女平等参画に関する施策を総合的に推進してきました。

さらに、町田市では基本計画・基本構想である「まちだ未来づくりビジョン2040」（2022年4月～2039年3月）の策定において、政策の1つとして「ありのまま自分を表現できるまちになる」を掲げることで、「一人ひとりの個性を大切に作る地域をつくる」施策を推進していくこととしています。

本計画は、男女平等参画社会の形成に関して本市がめざしている方向性や施策を明らかにすることにより、市内で活動するあらゆる市民・事業者等の理解と協力を得るとともに、さらなる参画を期待するものです。また、多様性を認め合い、一人ひとりがその人らしく生きることができると社会の実現をめざすためのものであり、今後の本市における男女平等参画に関する取り組みを一層充実し、総合的かつ計画的に推進するため、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- 国際婦人年の最後の年である1985年（昭和60年）7月にナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議（第3回世界女性会議）」が開催され、2000年に向けた行動指針である「ナイロビ将来戦略」が採択されました。
- 1993年（平成5年）12月に国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。
- 1995年（平成7年）9月に北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「ナイロビ将来戦略」について各国の進捗状況を把握するとともに、21世紀に向けて真の男女平等を実現するために「女性のエンパワーメント」「女性の人権の尊重」「パートナーシップ」の3つの柱を国際的指針として取り上げた「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。
- 2000年（平成12年）6月にニューヨークで「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」に基づいた各国の取り組みの成果を確認するとともに、さらに強化すべき取り組みを共有し、「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。
- 2005年（平成17年）12月にニューヨークで「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進が持続可能な開発のために不可欠であることが示されました。
- 2010年（平成22年）3月にニューヨークで「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、国連機能強化におけるジェンダー4機関の統合などの決議が採択されました。その結果、2011年（平成23年）1月に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント等を重点分野として取り組んでいます。
- 2015年（平成27年）3月にニューヨークで「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の確実な実現に向けて具体的な行動を取ることが表明されました。
- 2020年（令和2年）3月に「第64回国連女性の地位委員会（北京+25）」がニューヨークで開催され、これまでの取り組み状況に関する世界規模のレビューを行いました。

(2) 国の動き

- 国では、1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけました。これに基づいて2000年（平成12年）12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、数次の改定が行われ、社会の変化に対応し男女平等の実現に向けた取り組みの推進がなされてきました。また、同法では、地方公共団体においても基本的な計画として「男女共同参画計画」の策定が努力義務とされました。
- 2013年（平成25年）7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の一部改正が行われました。これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。
- 2015年（平成27年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。その中では、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定が国や地方公共団体、民間事業主に義務付けられる[※]とともに、地方公共団体に当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定が努力義務とされました。
※2022年4月から労働者が100人以下（これまでは300人以下）の民間事業主については努力義務
- 2020年（令和2年）12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、2025年度までの男女共同参画施策について基本的方向や具体的な取り組みがまとめられました。その中では、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」等の4つの目指すべき社会が掲げられました。

(3) 東京都の動き

- 1998年（平成10年）3月に男女平等推進のための東京都行動計画として、「男女が平等に参画するまち東京プラン」が策定されました。また、2000年（平成12年）3月に全国の自治体に先がけて東京都男女平等参画基本条例が制定され、2002年（平成14年）1月に新たな行動計画「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン2002）」が策定されました。その後、5年ごとに改定が行われ、男女平等に関する取り組みが積極的に推進されています。
- 2017年（平成29年）3月に「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を改定し「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。この計画は、国の「DV防止法」に基づき、東京都における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す「東京都配偶者暴力対策基本計画」と、「男女平等参画のための東京都行動計画」における女性の活躍推進の視点を追加・充実させ改定した、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」の両計画で構成されています。

- 2018年（平成30年）10月にいかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的として、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。

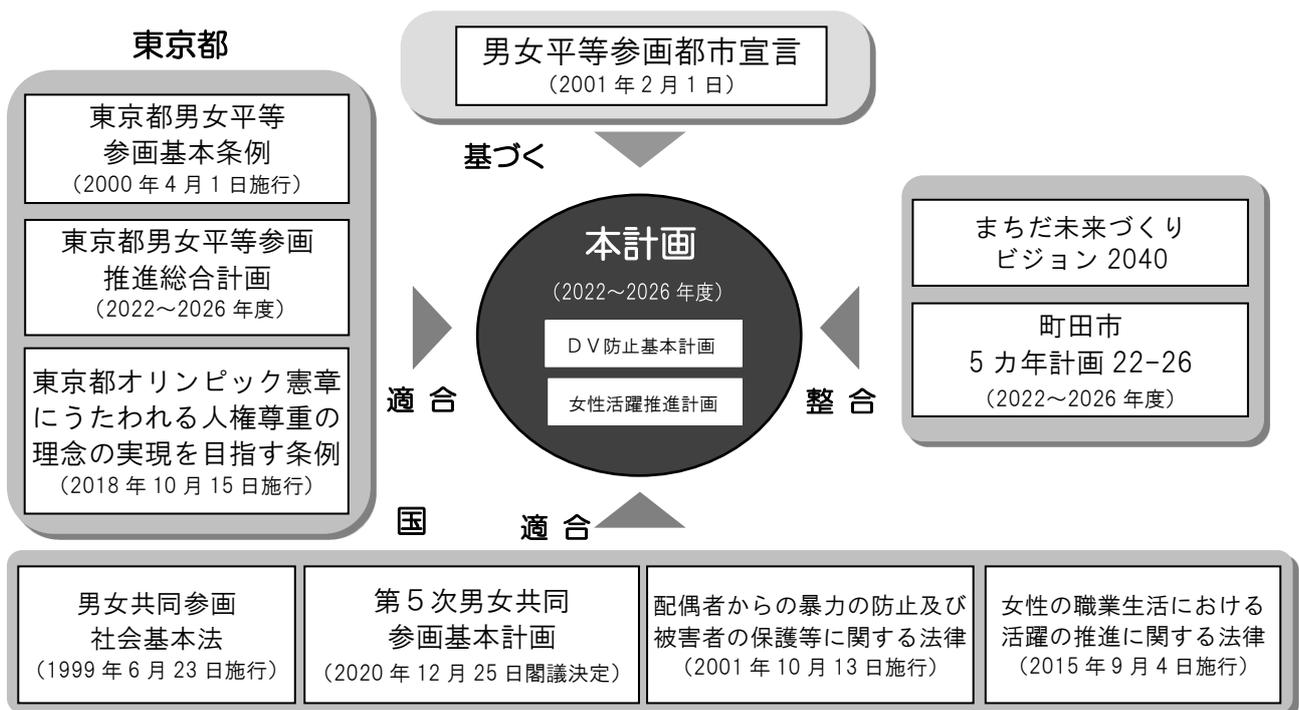
（４）市の動き

- 本市では、1994年（平成6年）3月に「町田市女性行動計画検討委員会」からの提言を受け、「町田市女性行動計画—まちだ女性プラン」を策定しました。この計画は、あらゆる分野における男女平等参画をめざし、市役所の全ての部署において女性の地位向上や男女差別撤廃の視点で従来の業務を見直し、策定したものです。
- その後、市の組織として設置された男女平等推進会議により各種事業の進捗状況を把握するとともに、施策の検討を重ね、1997年（平成9年）3月に「町田市女性行動計画—まちだ女性プラン進捗状況報告書」を発行するとともに、これまでの施策をジェンダーに敏感な視点から見直し、1998年（平成10年）5月に「改訂版 町田市女性行動計画—まちだ女性プラン」を策定しました。さらに2000年（平成12年）3月にその進捗状況報告書を作成しました。
- 1999年（平成11年）12月に市民と行政が女性問題解決のため、ともに活動していく拠点として「男女平等推進センター」を設置し、市民参画によりその機能の充実を図ってきました。
- 2001年（平成13年）2月に「男女平等参画都市宣言」を行い、社会のあらゆる領域で男女の真の平等と真の参画を推進していくことを明らかにしました。
- 2002年（平成14年）3月に、「町田市男女平等推進計画」を策定しました。この計画は、男女共同参画社会基本法、国の「男女共同参画基本計画」、都の「男女平等参画基本条例」を勘案して初めて策定する計画でした。また、町田市男女共同参画懇談会からの「町田市第2次女性行動計画（男女平等推進計画）策定に当たっての基本的な考え方」と題した報告と、「町田市男女平等に関するアンケート調査」から得られた市民の要望、意見を反映したものとなりました。
- 2013年（平成25年）3月に、「第3次町田市男女平等推進計画」を策定しました。この計画では、「男女平等参画社会推進への取り組み・支援」、「配偶者等からの暴力防止の取り組み」、「仕事と家庭の両立支援」の視点を柱として取り組みました。
- 2017年（平成29年）3月に、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第4次町田市男女平等推進計画）」を策定し、引き続き「配偶者等からの暴力防止の取り組み」、「仕事と家庭の両立支援」の視点を柱として取り組みました。また、環境の変化を踏まえ、DVに関する警察や市役所内での連携強化や、ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰制度に関する評価基準の見直しなどを行い、「その人らしさを発揮できる社会」の実現につなげてきました。

3 計画の位置づけ

本計画は以下のように国や都の関連計画や市の各計画との整合を図り、推進します。

- (1) 本計画は、「町田市女性行動計画—まちだ女性プラン（第1次）」を発展させた「町田市男女平等推進計画（第2次）」「第3次町田市男女平等推進計画」「第4次町田市男女平等推進計画」を基礎に、現状に即した新たな施策を加えて「男女平等参画社会」を実現するための施策推進の指針とするものです。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」「第5次男女共同参画基本計画」及び東京都の「男女平等参画基本条例」「男女平等参画推進総合計画」「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を踏まえて策定しています。
- (3) 本計画は、「まちだ未来づくりビジョン 2040」「男女平等参画都市宣言」に基づき、関連計画との整合性を図りながら策定しています。
- (4) 本計画は、町田市男女平等参画協議会における意見や、「町田市男女平等参画に関するアンケート調査」結果など、市民や市内事業者からの意見及び調査結果を尊重しています。
- (5) 本計画のめざすべき姿Ⅰ基本目標2「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」基本施策Ⅰ-2-1～2は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（DV防止基本計画）に位置づけます。
- (6) 本計画のめざすべき姿Ⅱ基本目標1「雇用や職業等の場における男女平等参画の推進」、基本目標3「あらゆる分野における男女平等参画の推進」基本施策Ⅱ-3-1は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画」（女性活躍推進計画）に位置づけます。

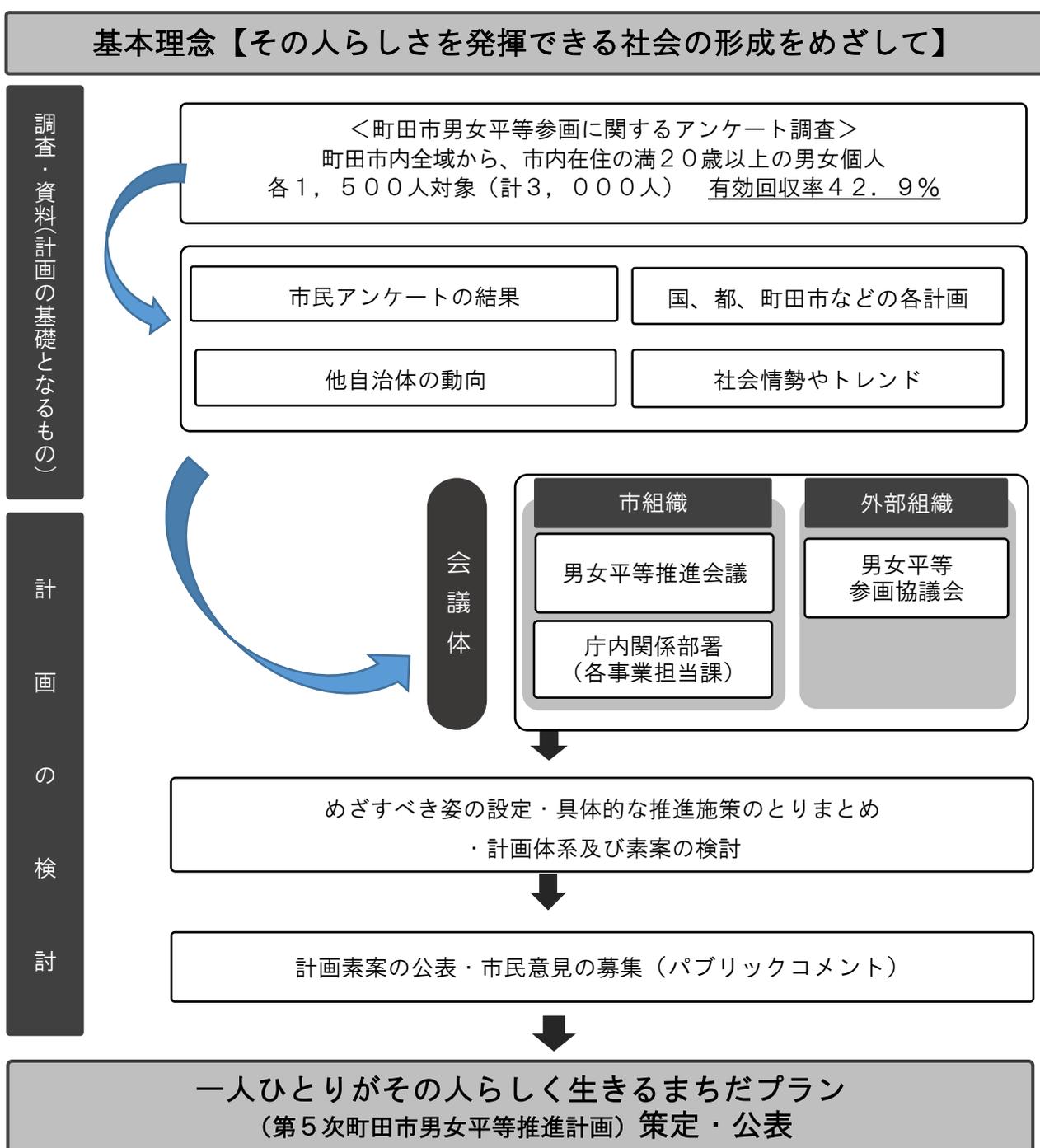


4 計画の期間

本計画の期間は、2022年度から2026年度の5年間とします。

5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、2021年4月～5月にかけて実施した市民意識調査をはじめとする各種調査・資料を基に、各会議体での検討を行い、市民・学識経験者・庁内関係部署の意見を把握し、反映に努めました。

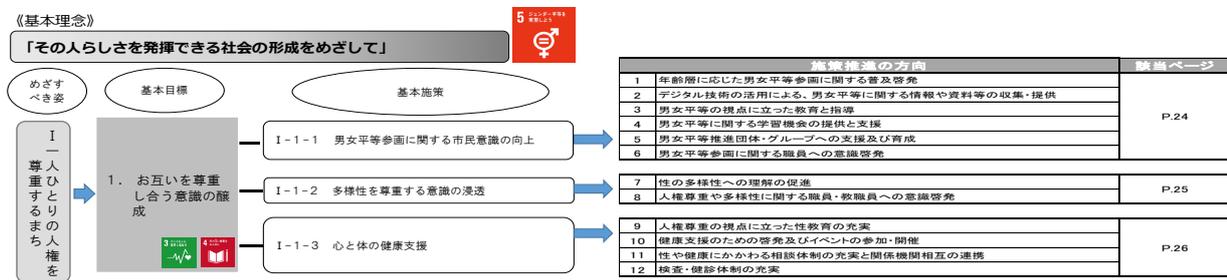


6 計画の構成

本計画では、男女平等参画社会を実現するために、男女平等参画都市宣言に基づき、基本理念を設定し、基本理念に基づいて2つのめざすべき姿を設定します。さらに、めざすべき姿ごとに、その実現に向けた基本目標を設定し、本市が取り組むべき基本施策を定め、施策推進の方向を明らかにします。

- 〈基本理念〉 本計画のめざしている最終的な目標を示しています。
- 〈めざすべき姿〉 基本理念を達成するための、男女平等施策全体の方向です。
- 〈基本目標〉 めざすべき姿を実現するために、分野ごとに分けて設定された目標です。
- 〈基本施策〉 基本目標を達成するために行う施策を示しています。
- 〈施策推進の方向〉 基本施策を支える、施策推進の方向を列記しています。

凡例（P.20～P.21に記載の「計画の体系」から抜粋したものです）



7 男女平等参画施策を取り巻く主な課題

男女平等参画社会の形成をめざし、多様性を認め合い、一人ひとりがその人らしく生きることができる社会の実現に向けて、以下の課題が挙げられます。

(1) 男女の平等感

町田市の男女平等参画意識は、2016年度と比較して高まっているものの、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。そこで、幅広い年齢層に応じた啓発手法を検討し、継続的に市民意識の醸成を図る必要があります。

(2) 多様な性の尊重

性の多様性について、正しい知識の習得や理解の促進が求められます。また、周囲の人たちの知識や理解の不足による無意識の言動などが、性的マイノリティ（性的少数者）の方の生きづらさにもつながっています。そこで、多様性を認め合う意識の醸成や、性的マイノリティの方の生きづらさの解消をめざす必要があります。

(3) DVに対する認知度の向上と被害者支援

新型コロナウイルス感染症により、今まで潜在化していたDV被害の顕在化・深刻化が懸念されており、DV相談件数は増加しています。そこで、これまで行ってきたDV防止啓発や被害者支援なども含め、引き続き、意識醸成や支援に取り組んでいく必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた育児・介護の支援

近年、共働き世帯が増加していますが、依然として家事・育児・介護の負担が女性に偏っています。また、男性は長時間労働の傾向があり、家庭生活や地域活動に関わりたくても関わっていないのが実情です。そこで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女平等参画の視点から、育児・介護等の支援を行い、様々なライフスタイルに合った働き方をサポートする体制を構築していく必要があります。

(5) 審議会等（政策・方針決定過程）への女性の参画促進

市の政策・方針決定過程に関わる審議会等の委員について、依然として女性の割合が低い状況です。そこで、多様な視点で行政施策などの方針決定ができるよう、引き続き、審議会等への女性の参画を促す必要があります。